阿久津憲嗣　浅井　重昭
安部　哲男　阿部　松夫
有田　雅文　伊井　雅彦
五十嵐晋司　池田　武郎
池端　外博　伊澤　忠
石垣　功　石黒　英勝
石原　昌郎　石丸　憲司
板垣　高年　伊藤　紀子
稲葉　誠治　井上　武則
岩埜　清史　上野山捷身
瓜生　茂美　海野　寛
江口　七雄　江藤　直晴
大久保泰幸　大澤　寅三
太田　武久　大竹　秀朗
大槻　忠司　大野　肅英
岡　弘久　岡部　昭善
奥田　稔　奥山喜三郎
越智　幸典　小野　杜彦
加賀美　孝　加地　孝光
片岡　浩喜　可知　政敏
加藤　治朗　金子　勝良
鎌田　英樹　神谷　孝司
加茂榮一郎　嘉陽　正倫
川上　哲生　川崎　裕弘
河野　達之　河野　悦明
菊地　嘉男　岸田　暉明
北野　憲一　木下　召乙
木村　一弘　國見　義信
小菅　義朗　小林　重教
小牧　春實　古屋敷通夫
坂本千代子　坂本　弘明
佐藤　光　佐藤　勝市
佐藤　剛　佐藤　光政
佐野　宏　澤田　晃
澤田　宏　塩川　明
篠原　輝雄　城内　道義
杉田　正見　鈴木　健就
關　武憲　関　正憲
高木　義博　高野　俊道
田口　次男　武田　秀雄
田代　宏　橘　伸子
田中　賛　田中　豊子
田中　庸介　谷原　和夫
田村　一　丹後　道彦
千葉　寛　土屋　雅
鶴見　次朗　手嶌　正
冨永　琢見　中潟　昭雄
中島壽實子　中野　好彦
中村　公義　中村　毅

浅原　節男　浅井　義崇
荒井　忠夫　阿部　松夫
伊賀　勇　伊井　雅彦
池田　正　池田　武郎
石井　壽人　石黒　英勝
石本　孝雄　石丸　憲司
稲田　實　伊藤　紀子
今井修一郎　井上　武則
鵜澤　正夫　上野山捷身
江川　忠正　海野　寛
榎本　金次　江藤　直晴
大島　義紀　大澤　寅三
大塚　昌宏　大竹　秀朗
大村　靖夫　大野　肅英
奥澤　潔　岡部　昭善
小澤一二三　奥山喜三郎
小野寺勝也　小野　杜彦
梶原　敏睦　加地　孝光
加藤　正信　可知　政敏
金子美江子　金子　勝良
亀山　巖　神谷　孝司
河岡　奨　嘉陽　正倫
川瀬　惇　川崎　裕弘
河原　卓　河野　悦明
木島　良雄　岸田　暉明
君島　廣子　木下　召乙
倉谷八千子　國見　義信
小林　康男　小林　重教
齋藤　忠夫　古屋敷通夫
作花　典男　坂本　弘明
佐藤　忠弘　佐藤　勝市
眞田　勝　佐藤　光政
澤田　順司　澤田　晃
篠崎　忠男　塩川　明
菅野　均　城内　道義
鈴木　俊雄　鈴木　健就
曽山　玲子　関　正憲
高橋　誠悦　高野　俊道
武田　正徳　武田　秀雄
田所　清司　橘　伸子
田中　望　田中　豊子
田部井健二　谷原　和夫
千原　泰博　丹後　道彦
鶴田　一　土屋　雅
出口　敬英　手嶌　正
中島　宗次　中潟　昭雄
中村　勳　中野　好彦
中村　徳治　中村　毅

中村　芳生　長尾　選
長畑　孝　名古　武男
西岡　欽也　西田　馨
二宮　清仁　沼田　敏夫
野依　六郎　橋本　彰彦
波部　慶信　濱上　浩敏
濱砂　和雄　濱名百合子
林　増子　林　益延
樋田　和彦　日野原育生
福島　正純　福島　慶樹
福原　建三　福本　絢枝
藤澤　進　藤野　卓郎
藤村　征支　平間　重光
堀内　修治　堀之内　亨
本田　亢久　本間　徳昭
前島　英雄　前田　彪
間島　和之　増田　晉作
松裏　樹明　松岡千恵子
間山　伸一　丸山　郁男
水谷　一郎　水野　彰雄
三富健四郎　南　賢次
宮坂　公子　宮田　忠義
宮原　紀招　宮本　昭司
武藤　三郎　村松　順子
本山　雅朗　森田　春夫
森山　博史　安村　駿
山内　孟司　山内　利夫
山崎　力　山崎　嘉久
山田　稔　山根　久雄
山本　律　横川　民藏
吉田　一弘　吉田　孝
渡邉　健夫　吉野　義之

永田　正夫
二階堂軍治　西田　修司
野崎　哲郎　花田洋三郎
濱口　辰躬　林　忠義
原　定雄　平田　紀子
福原　石根　藤井　道雄
藤原　和夫　別府　淑夫
本河　尚記　眞岩　淑子
牧野　弘幸　松浦　欣也
松田　忠三　水出　仁
三橋　勇司　宮城　章
宮永岡太郎　武藤　勝美
本川　敏之　森本　俊明
矢田　紀子　山口　功夫
山下　進弘　山村　惠子
吉倉　輝久　吉田　利寛
蓬田　久雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　孟滋　岡田　義明
草野　愛藏　小林　貞夫
徳田　政己　前河内宰治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
稲葉悠紀雄　春日登美子
倉本　信利　駒木根　勇
林　徳子　安野　建治
岩井冨士夫　金谷　信夫
桑原　廣　菅谷　昭康
平田　増美

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アイルランドの国祭日につき、三月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年二月二十六日に、多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年三月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃（令和５年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月18日　福島労働局長　岡田　直樹

1　適用する家内労働者　福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

業務	内容	金額
コネクター差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。	１端子につき　44銭

4　効力発生の日　令和８年５月１日

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月18日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	地図情報レベル500	実施時期	区域	摘要
点群データ		令和７年度	北海道の一部地域	令和８年３月版

備考　刊行日　令和８年３月19日

新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院ホームページ（https://www.gsi.go.jp/gazochosa/tengun.html）において供する。